（案）

一ツ瀬川国有林の地域別の森林計画書

（一ツ瀬川森林計画区）

計画期間（自　令和９年４月１日　至　令和19年３月31日）

九州森林管理局

目　　次

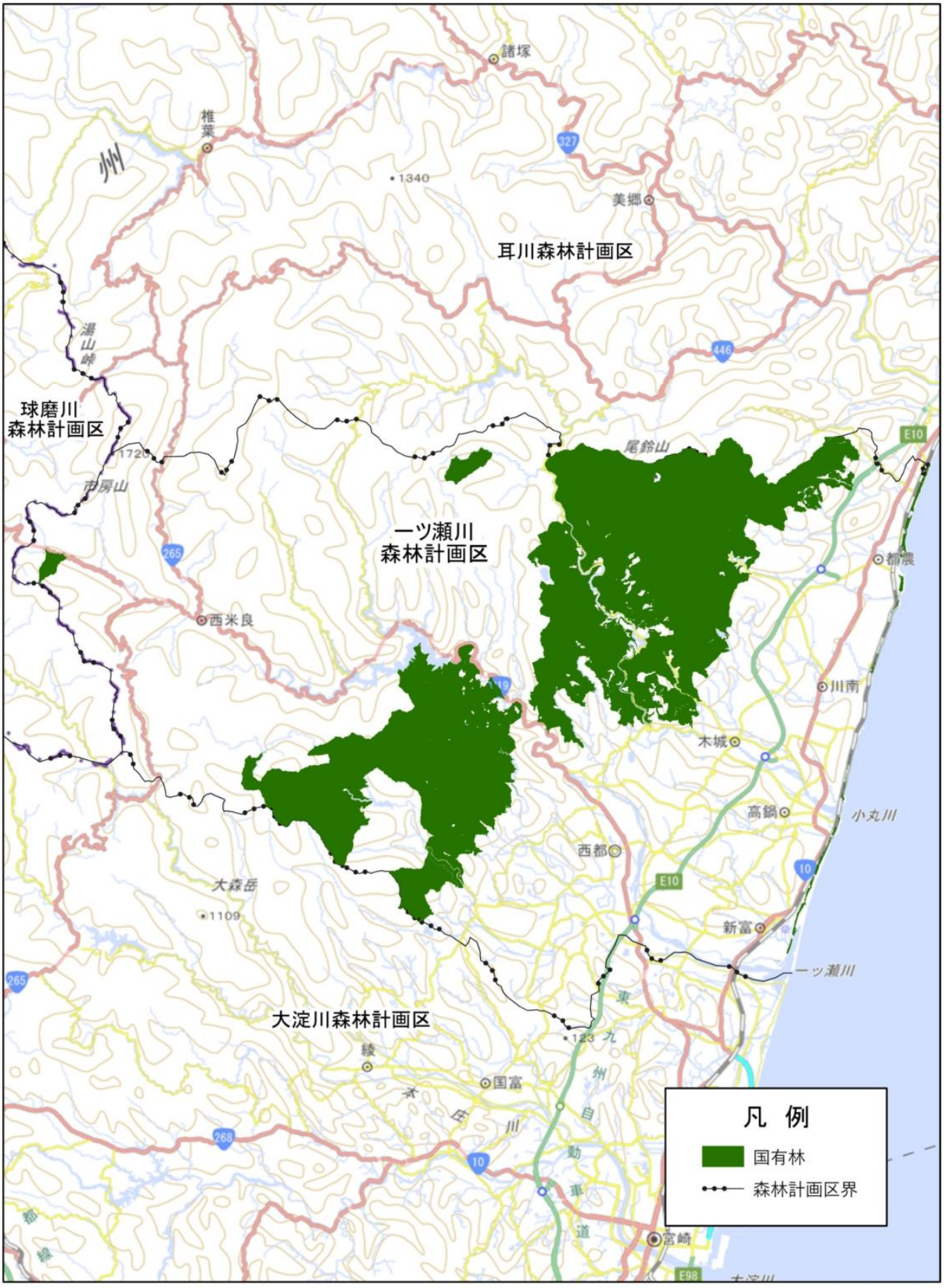
Ⅰ　計画の大綱
１　森林計画区の概況 …… ３
(1)　自然的背景 …… ３
(2)　経済的背景 …… ４
(3)　社会的背景 …… ４
(4)　森林・林業の動向 …… ４
２　前計画の実行結果の概要及びその評価 …… ４
３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 …… ５

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域 …… ９
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 …… １０
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 …… １０
(1)　森林の整備及び保全の目標並びに基本方針…… １０
(2)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 …… １４
２　その他必要な事項 …… １４
第３　森林の整備に関する事項 …… １５
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… １５
(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… １５
(2)　立木の標準伐期齢 …… １７
(3)　その他必要な事項 …… １７
２　造林に関する事項 …… １７
(1)　人工造林に関する事項 …… １７
(2)　天然更新に関する事項 …… １８
(3)　その他必要な事項 …… １８
３　間伐及び保育に関する事項 …… １９
(1)　間伐の標準的な方法 …… １９
(2)　保育の標準的な方法 …… １９
(3)　その他必要な事項 …… ２０
４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項 …… ２１
(1)　公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における施業の方法 …… ２１
(2)　その他必要な事項 …… ２２
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 …… ２２
(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 …… ２２
(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の
水準及び作業システムの基本的な考え方 …… ２２
(3)　林産物の搬出方法等 …… ２３
(4)　その他必要な事項 …… ２３

６　森林施業の合理化に関する事項 …… ２３
(1)　特に効率的な施業を推進する森林の設定に関する方針…… ２３
(2)　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 …… ２３
(3)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 …… ２３
(4)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 …… ２４
(5)　その他必要な事項 …… ２４
第４　森林の保全に関する事項 …… ２４
１　森林の土地の保全に関する事項 …… ２４
(1)　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 …… ２４
(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある
森林及びその搬出方法 …… ２４
(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 …… ２４
(4)　その他必要な事項 …… ２５
２　保安施設に関する事項 …… ２５
(1)　保安林の整備に関する方針 …… ２５
(2)　保安施設地区の指定に関する方針 …… ２５
(3)　治山事業の実施に関する方針 …… ２５
(4)　その他必要な事項 …… ２６
３　鳥獣害の防止に関する事項 …… ２６
(1)　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 …… ２６
(2)　その他必要な事項 …… ２７
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 …… ２７
(1)　森林病害虫等の被害対策の方針 …… ２７
(2)　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。） …… ２７
(3)　林野火災の予防の方針 …… ２７
(4)　その他必要な事項 …… ２７
第５　計画量等 …… ２８
１　伐採立木材積及び間伐立木材積 …… ２８
２　森林施業面積 …… ２８
３　人工造林及び天然更新別の造林面積 …… ２８
４　林道の開設及び拡張に関する計画 …… ２９
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… ３４
(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等 …… ３４
(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 …… ３５
(3)　実施すべき治山事業の数量 …… ３５
第６　その他必要な事項 …… ３６
１　保安林その他制限林の施業方法 …… ３６
２　その他必要な事項 …… ３７

別表１　公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における施業方法 …… ３８
１　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３８
２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能
又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３８
①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林 …… ３８
②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 … ３９
③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 …… ３９
別表２　鳥獣害防止森林区域 …… ４０
別記１　保安林の森林施業 …… ４１
別記２　自然公園等の森林施業 …… ４２

一ツ瀬川計画区 位置図



出典：国土地理院
地理院タイルに国有林等を追記して作成

Ⅰ　計画の大綱

Ⅰ　計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第７条の２の規定に基づき、全国森林計画に即して、一ツ瀬川森林計画区に係る国有林について、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間について樹立するものである。

1　森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア　計画区の位置及び面積

本計画区は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、西都市及び児湯郡を包括する 1 市 1 郡（5 町 1 村）からなり、面積 115,366ha の地域で、宮崎県総面積 773,405ha の約 15％を占めている。

本計画の対象とする国有林は、1 市 1 郡（5 町 1 村）に所在し、北東部に位置する尾鈴山から中央部の掃部岳を結ぶ中央団地と、熊本県境の西米良村と日向灘に介在する小団地で形成されており、その面積は 26,453ha となっている。

イ　地勢

本計画の西部には、市房山（1,721m）、石堂山（1,547m）、天包山（1,189m）、掃部岳（1,223m）、オザレ山（1,152m）等急峻な山岳が起伏重畳して日向山地を形成し、東方へ向かって漸次標高を減じながら広がり、台地状の小丘陵を作り、海岸沿いの平野部へ続いている。

北東部には、尾鈴山（1,405m）があり、西部山岳部とは対照的に穏やかな山麓をみせて南東に延びている。

南東部は段丘が発達し、唐瀬原、茶臼原等の広大な段丘面を見せ、高鍋付近より北では海岸まで段丘が迫り、一ツ瀬川、小丸川等の河川沿いに沖積平野が広がっている。

河川は、一ツ瀬川、小丸川のほか尾鈴山系源を発する心見川、名貫川、平田川の小河川が東流し日向灘に注いでいる。

ウ　地質及び土壌

本計画区の地質は、第三紀の四万十累層群上部に属するものが西部山間部に全体に分布し、花崗岩類が市房山頂部等に介在している。第三紀の尾鈴山酸性岩類が尾鈴山から南ないし南東側に広く見られる。宮崎層群が東部の段丘辺縁及び段丘面に分布している。また、第四紀の高位段丘堆積物が茶臼原、中位段丘堆積物が新田原、唐瀬原の平坦面に分布し、沖積層が各河川の下流域に広がっている。

土壌は、西部山間部の稜線に乾性褐色森林土が分布しているが、その他は褐色森林土が広く分布しており、林木の生育に適した条件を有している。東部には、黒ボク土壌が広く分布し、尾鈴山南東部には黄褐色の褐色森林土壌、一ツ瀬川及び小丸川沿いには灰色低地土とその一部にグライ土が分布し、西部山間地に比べ一般的に土地生産性が劣っている。

エ　気候

本計画区の気候は、日向灘に面する海岸部は黒潮の影響を受け温暖で年平均気温 18℃前後

となっている。西部山間地では16℃となっている。

年平均降水量は、海岸部で2,600㎜を超え、西部山間部では3,000㎜前後と多く、比較的温暖な多雨地帯で気象条件は林木の生育に適している。

(2) 経済的背景

産業別生産額は、令和５年度市町村民経済計算によると、総額で 3,463 億円となっている。産業別構成比は、第１次産業11%、第２次産業25%、第３次産業62%となっている。

林業純生産は 16 億円で、第１次産業純生産の４%となっており、宮崎県全体の林業純生産162億円に対して10%である。

(3) 社会的背景

ア　土地利用の現況

本計画区の森林面積は、83,129haで計画区総面積の72%を占めている。

本計画の対象とする国有林面積は、26,453haで森林面積の32%を占めている。

イ　人口

本計画区の人口は、90千人で、宮崎県の総人口1,018千人の９%を占めている。これを人口密度でみると78人/k㎡であり、県全体の132人/k㎡と比較すると人口の集中度は低い地域である。

ウ　交通

本計画区内の交通路の主要なものは、ＪＲ日豊本線と道路網であり、海岸地帯を国道 10 号線が縦走し、これより国道219号線が分布して一ツ瀬川沿いに西都市から西米良村を経て熊本県に至り、国道265号線は西部山岳地帯を南北に縦走している。これに県道、市町村道、林道等が接続して道路網を形成している。

また、東九州自動車道が福岡県北九州ＩＣまで開通し、大分県、福岡県と繋がり、道路網の整備が進んでいる。

(4) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、西都児湯森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、26,453ha で九州森林管理局管内国有林総面積の５%を占めている。

蓄積は、8,298千㎥で九州森林管理局管内国有林総蓄積の６%を占めている。

人工林面積は、14,651haで人工林率は57%となっている。

森林の種類は、制限林が24,700haで全体の94%と大半を占め、普通林は1,608haで６%となっている。制限林の94%は保安林であり、そのうち水源かん養保安林が占める割合は97%となっている。

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半５カ年（令和４年度～令和８年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（令和８年度は実行予定を計上している。）

伐採立木材積に関しては、令和４年台風 14 号の災害により幹線道路や林道等の交通が遮断され、アクセスが困難となった伐採計画箇所の実行ができなかったことから計画を下回った。

造林面積については、更新対象となった箇所について着実に実行しているものの、主伐実行量の減少に伴い計画を下回った。

林道等の開設又は拡張、治山事業については、集中豪雨などの自然災害による被災箇所の復旧を優先して実行する必要が生じたことから計画を下回った。

項　　目	計　　画	実　　行
伐採立木材積	704,000㎥	435,568㎥ (62)
主伐	347,000㎥	213,823㎥ (62)
間伐（材積）	357,000㎥	221,745㎥ (62)
森林施業面積	6,460ha	3,714ha (57)
造林面積	1,380ha	686ha (50)
人工造林	1,242ha	686ha (55)
天然更新	138ha	0ha (0)
林道等の開設又は拡張	開設：21.6km　拡張：18箇所	開設：0.6km (3)　拡張：7箇所 (39)
保安林の指定解除	指定：412ha　解除：0ha	指定：487ha (118)　解除：1ha (0)
治山事業		
保安林の整備	202ha	141ha (70)
保全施設	70箇所	26箇所 (37)

注 （ ）内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、文化の形成、木材等の生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が一般的に利用期に入るとされる 51 年生を過ぎている中、充実した森林資源を活用すると同時に、自然的・社会的条件の良い林業適地では計画的な再造林を確保していく必要がある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業適地の明確化や、主伐後の植栽による更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となることをいう。以下同じ。）、森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化（以下「森林の集積・集約化」という。）等が十分に進んでいない現状である。また、我が国の経済社会においては、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、気候変動等による豪雨の増加、大規模な林野火災の発生等の新たな危機が生じている。一方で、パリ協定や昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択など、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に関する国内外の動向を背景として、環境に配慮した企業経営等を求める動きが強まっている。

このような中で、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然的・社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に即し、一ツ瀬川森林計画区における森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。なお、計画の樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

Ⅱ　計画事項

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位　面積：ha

区分		面積	備考
総計		26,453.10	
市町村別内訳	西都市	11,372.58	
	高鍋町	47.48	
	新富町	39.65	
	西米良村	292.29	
	木城町	8,201.84	
	川南町	1,521.73	
	都農町	4,977.53	

注１　国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

２　森林計画図は、九州森林管理局、西都児湯森林管理署において縦覧に供する。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1)　森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能[注]を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、病害虫や野生鳥獣による被害対策等の森林の保護に関する取組を推進する。その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会情勢の変化にも配慮する。

これらの取組に当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、特に効率的な施業を推進する森林に設定しつつ、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組むとともに、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。林業適地以外にあるものについては、帯状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。また、現状が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行う。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、レーザ計測等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による被害を含めた森林の状況を適確に把握するため、森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図る。その上で、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

注　国有林の地域別の森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然的条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然的条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注１　森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

２　これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位　面積：ha

区分			現況 （令和８年３月 31 日）	計画期末 （令和 19 年３月 31 日）
面積	人工林 〔主として植栽又は人工下種により成立している森林〕		14,651	14,651
	天然林 〔主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林〕		11,802	11,802
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林 〔適切な整備により利活用等を促進、多面的機能の維持増進を図る天然林〕	190	190
森林蓄積（㎥／ha）			314	321

注１　「人工林」には伐採跡地、「天然林」には、伐採跡地以外の無立木地、竹林を含む。

２　その他必要な事項

該当なし

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

⑴　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採については、第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準により実施する。この際、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえた生物多様性の保全に配慮するほか、「主伐時における伐採・搬出指針」に基づく方法に留意して行う。

ア　人工林（単層林）へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第１類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ｱ)　主伐に当たっては、自然的条件等森林の有する公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、１箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐期の延長に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(ｲ)　主伐の時期については、上記ア（ア）のほか、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オ（標準伐期齢におおむね 10 年を加えた林齢又は標準伐期齢のおおむね２倍）を目安として多様化、長期化を図る。

(ｳ)　天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ　人工林（複層林）へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ｱ)　主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、主伐の時期は標準伐期齢以上とし、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(ｲ)　択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。

(ｳ)　天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ）による。

ウ　天然林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然的条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ｱ)　主伐については、上記ア(ｱ)による。

(ｲ)　国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ　保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 10 条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ　主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹　種	期待径級	主伐時期の目安
ス　ギ	18～20cm	50 年
	36cm～	70 年
ヒノキ	18～20cm	55 年
	26cm～	80 年

注　期待径級は、胸高直径とした。

カ　伐採に関する留意事項

(ｱ)　皆伐を行う森林

皆伐を行う森林は、１箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね５ha 以下（法令等による伐採面積の上限が５ha 未満の場合にあっては、当該制限の範囲内）とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(ｲ)　天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分又はシイ類、カシ類、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

１箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長

が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(ｳ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行う。保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、森林の有する公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案して次のとおり定める。

地　区	樹　　種					
	ス　ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹	クヌギ
一ツ瀬川	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年	10 年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地のほか、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然的条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

なお、苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図るため、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な導入に努める。

イ　人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化を含めた効率的な施業実施の観点から、低密度植栽やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入等に努める。　　単位：本/ha

区分＼樹種	スギ	ヒノキ
単層林	1,500～2,000	1,500～2,000
複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注　保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として２年以内に更新させる。

(2)　天然更新に関する事項

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア　天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ　天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、自然的条件、下層植生、前生樹等を勘案して、地表処理、刈出し、植込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
スギ、モミ類、ツガ類等	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。

樹種	留意事項
シイ類、カシ類等	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による単層林施業及び複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すことを旨とし、既住の間伐の方法を勘案して、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、林木の競争が生じ始めた林分において、照度不足による下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生じることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採し、不適木の除去、林木の配置の調整を行い、適度な下層植生を有する適正な林分構造の維持と根の発達を促す。森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹　種	主伐時の期待径級	間伐時期（年）			間伐の方法
		初回	２回目	３回目	
ス　ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐を推進する。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

目的樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

下刈り作業の低コスト化に向け、下刈り回数の削減や筋刈りの普及・定着、特定母樹等初期生長の良い優良苗、中苗(70～100 ㎝)の導入に努める。

ア　下刈り

目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。

イ　つる切

つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。

実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。

ウ　除伐

目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。

実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。

なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。

エ　除伐Ⅱ類

スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。

なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85 程度以上をいう。

また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70 程度以上をいう。

保育標準表

樹　種	保育の種　類	実　施　林　齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
ス　ギ ヒノキ	下　刈	←	―	―	―	→										
	つる切						←	―	―	―	―	―	―	―	→	
	除　伐									←	―	―	―	―	―	→

注　この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

(3)　その他必要な事項

該当なし

4　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1)　公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における施業方法については、別表１のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区　　域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根の発達を確保するとともに、自然的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

(2)　その他必要な事項

該当なし

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然的条件及び社会的条件が良い林業適地を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位　延長：km

区　　分	路 線 数	延　　長
基幹路網	27	205
うち林業専用道	2	6

(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（　0°　～　15°　）	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（ 15°　～　30°　）	車両系作業システム	85m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（ 30°　～　35°　）	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上	
急 峻 地（ 35°　～　　）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注１　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

２　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

３　「急傾斜地」の〈　〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3)　林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえて行う。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4)　その他必要な事項

該当なし

6　森林施業の合理化に関する事項

(1)　特に効率的な施業を推進する森林の設定に関する方針

自然的・社会的条件が良い林業適地の人工林について、特に効率的な施業を推進する森林に設定し、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

(2)　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、新規就業者や現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むことが求められている。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、森林の集積・集約化への貢献の観点も含め、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことが重要となっている。

このため、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、事業発注を通じた労働安全対策の取組等による労働環境の改善、スマート林業技術の導入、事業発注時期の公表を含む計画的な事業の発注や複数年契約、民有林との団地設定等による事業量の安定確保、技術習得情報の提供、研修機会の提供等に努める。

(3)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む林業機械等の導入と稼働率の向上を図ることが重要となっている。

このため、素材生産の請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(4)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大、付加価値の高い製品の供給に努め、持続可能な木材取引に向けた条件整備、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(5)　その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

(1)　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位　面積：ha

森林の所在		面　積	留意すべき事項	備　　考
市 町 村	地区（林班）			
西都市	1～7、10～29、31～46、48～50、53、54、59～70、72～80、95～133、270、272、274、275	10,946.00	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意する。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
西米良村	134、135 （板谷 2）	288.99		水源かん養保安林
木城町	201～222、228～241、243、248 250～262、264～271、273、274、276、282～284、287～291	7,204.40		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林
川南町	1042～1044、1046～1057	1,229.64		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
都農町	1005～1008、1010～1013、1015～1048	4,815.18		水源かん養保安林
総　　数		24,484.21		

(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象・地形・地質等の自然的条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等を防止するため、その態様に応じて、法勾配の安定、法面の緑化、土留工等の防災施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設の設置等の適切な保全措置を講ずる。

その上で、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくとともに、防災や環境への影響等について地域との共生が図られるよう、適切に対応する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づいて県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、厳正に対応する。

(4)　その他必要な事項

該当なし

2　保安施設に関する事項

(1)　保安林の整備に関する方針

保安林については、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2)　保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3)　治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図る。大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加、地震等により、山地災害等が全国的に発生している。

その特徴として、近年、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大や流木災害の激甚化がみられる。また、地域によっては、山腹崩壊の発生及びその後の豪雨による土砂や流木の流出が発生したほか、シカ等野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災による山地災害防止機能の低下が懸念される。

このため、山地災害危険地区の再点検の結果や社会情勢の変化を踏まえ、次の取組を行っていく。

ア　山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等や、短期間でより多くの箇所の安全性を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の高い二次製品も活用した治山ダムの設置等の対策の実施

イ　被災地域等における流木や土砂の流出等の山地災害のおそれを把握するための山腹や渓流等の調査の実施及び地方公共団体等への速やかな情報提供

ウ　砂防事業と連携した流域流木対策等、関係者と連携した流木対策の推進（流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、流木の発生を未然に防止するための山腹崩壊対策の実施）

エ　流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等の設置を含めた保安林整備、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施

オ　海岸防災林等の整備強化による津波や風害の防備

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区における定期点検や、地域関係者と連携した山地防災活動の実施等のソフト対策を一体的に実施することにより、減災効果の向上を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓や事業実績等を踏まえ、津波に対する被害の軽減効果が発揮されるよう考慮しつつ実施する。あわせて、既存の治山ダムや地すべり防止施設の機能強化・長寿命化を図るほか、レーザ計測の活用、ＩＣＴや施工性の高い工種・工法等の施工現場への導入を推進する。

このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽や緑化、治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4)　その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力や参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。また、衛星画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3　鳥獣害の防止に関する事項

(1)　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア　区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表２のとおり定める。

イ　鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法

により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

該当なし

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３(1) アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、３(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、地域と連携した林野火災注意報・警報の仕組みを含めた林野火災予防に関する情報の周知や、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、請負事業体等への指導の徹底、森林巡視の際の入林者への啓発等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第５　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

単位　材積：千㎥

区分	総数	主伐	間伐
総数	1,409	702	707
うち前半５年分	706	344	362

注　総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

２　森林施業面積

単位　面積：ha

区分	森林施業面積
総数	10,027
うち前半５年分	5,054

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,508	252
うち前半５年分	740	124

4　林道の開設又は拡張に関する計画

単位　延長：km、面積：ha

開設/拡張	種　類	区　分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	図面番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	西都市	古城林道 70 支線	1.2 1	186	○	⑥	
				長迫 3 林道	1.8 1	77		⑦	
				長迫 2 林道	1.8 1	133		⑧	
				吹山 26 林道	1.6 1	299		⑨	
				白水 72 林道	1.0 1	63		⑭	
				白水林道	1.3 1	208		⑮	
				一ツ瀬林道	1.0 1	115		⑯	
				折登林道東仙支線	1.0 1	76		⑰	
				吹山 32 林道	2.0 1	117		⑱	
				小　　計	12.7 9	1,274			
			木城町	尾鈴 222 林道	1.0 1	153	○	⑤	
				尾鈴 220 林道	1.2 1	164		⑲	
				小　　計	2.2 2	317			
			川南町	大内藪林道52支線	0.7 1	45	○	②	
				尾鈴 1041 林道	1.2 1	138	○	④	
				白髭 1055 林道	1.0 1	29		⑩	
				尾鈴 1043 林道	1.8 1	160		⑪	

単位　延長：km、面積：ha

開設/拡張	種　類	区　分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	図面番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	川南町　小　　計		4.74	372			
			都農町	平山 1011 林道	1.31	138	○	①	
				木和田 1012 林道	2.01	73	○	③	
				尾鈴 1019 林道	1.11	97		⑫	
				木和田 1008 林道	0.71	81		⑬	
				小　　計	5.14	389			
開　設　計					24.719	2,352			

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	図面番号	備考
拡張	舗装改良	林道	西都市	寒川林道	1.0 1		○	22	
				一ツ瀬林道	3.0 1		○	23	
				樫林道	0.4 1		○	32	
				前谷林道	1.0 1		○	33	
				板子林道	1.0 1		○	34	
				折登林道	1.0 1		○	35	
				折登林道 36支線	2.0 1		○	36	
				古城林道	1.0 1			48	
				白水林道	0.8 1			49	
				囲林道	0.2 1			54	
				吹山林道	1.5 1			55	
				折登林道 42支線	0.3 1			56	
				板子林道 12支線	0.2 1			61	
				吹山林道 角禅谷支線	0.3 1			62	
				折登林道 50支線	0.2 1			63	
		林業専用道		長迫２林道	0.4 1		○	37	
				小　計	14.3 16				

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	図面番号	備考
拡張	舗装改良	林道	木城町	黒谷林道	0.7 1		○	24	
				板谷矢櫃林道	0.3 1		○	25	
				板谷林道	0.6 1		○	26	
				大瀬内林道 鵜懐支線	1.0 1		○	30	
				春山林道	0.3 1		○	31	
				大瀬内林道	0.2 1			44	
				矢櫃林道	0.5 1			45	
				陰谷林道	0.5 1			46	
				黒谷林道 上春山支線	0.3 1			52	
				春山林道 25 支線	0.5 1			53	
				板谷林道 16 支線	0.3 1			60	
		林業専用道		尾鈴 245 林道	1.2 1			47	
			小　計		6.4 12				
		林道	川南町	大内藪林道	0.5 1		○	20	
				白髭林道	0.8 1		○	40	
				大内藪林道 56 支線	1.0 1		○	41	
				大内藪林道 52 支線	1.2 1			50	
				大内藪林道 鹿猪和田支線	0.3 1			57	

単位　延長：km　面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半５年分	図面番号	備考
拡張	舗装改良	林道	川南町	小計	3.85				
			都農町	尾鈴林道	2.01		○	21	
				郷田林道	1.01		○	27	
				矢研林道	1.01		○	28	
				木和田林道	0.61		○	29	
				水無林道	1.51		○	38	
				染谷林道	0.51		○	39	
				平山林道	1.01			42	
				平山林道（征矢原側）	0.51			43	
		林業専用道		平山1011林道	0.81			51	
				川北尾鈴1043林道	0.31			58	
				尾鈴1041林道	0.31			59	
			小計		9.511				
拡張計					34.044				

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面　積		備　考
		うち前半５年分	
総数（実面積）	25,997	26,273	
水源涵養のための保安林	25,485	25,474	
災害防備のための保安林	719	719	
保健、風致の保存等のための保安林	247	247	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

②　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		うち前半５年分		
指定	水源の涵養	木城町	223～227、261､263	487	487	水資源の確保及び洪水の防止に資するため	
解除なし							

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
該当なし					

(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位　面積：ha

土地の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)		うち前半５カ年分		
該当なし					

(3)実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域(林班)		うち前半５年分		
西都市	3、6、７、10、22、23、26、28、31、32、34～40、43～45、56～61、68、69、72、76、79、98～100、103、104、124、127～130	40	28	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
高鍋町	218	1	1	植栽工	
新富町	218	1	1	植栽工	
西米良村	135	1	2	渓間工、山腹工	
木城町	204～206、212、213、215、220、223、225、226、230、237、239、241～243、245～250、253～255、259、262、264～267、272、274、279、282～284、289	36	24	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
川南町	1046、1049、1051、1054、1055、1078、1079	7	8	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
都農町	1015～1017、1024、1030、1032～1034、1040～1042、1044、1045、1079	13	6	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
計		99	70		

第６　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	総　　数		24,202.31	別記１参照		
	西都市	1～7、10～29、31～46、48～50、53～70、72～80、95～133、270、272、274、275	11,098.28			
	西米良村	134、135（板谷 2）	292.10			
	木城町	201～207、211～222、228～241、243～248、250～262、264～271、273、274、276、282～284、287～291	6,774.38			
	川南町	1042～1044、1046～1057	1,217.94			
	都農町	1005～1008、1010～1013、1015～1048	4,819.61			
土砂流出防備保安林	総　　数		517.41	別記１参照		
	西都市	12、22、41、64	83.74			
	木城町	208～210、246、259、267、282、283、	429.62			
	川南町	1043、1044、1053、	4.05			
防風保安林	総　　数		0.42	別記１参照		
	新富町	281	0.42			

注　（　）書きは、公有林野等官行造林地である。

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面　積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
潮害防備保安林	総　　数		186.50	別記１参照		
	高鍋町	281	45.56			
	新富町	281	37.81			
	川南町	1079	14.68			
	都農町	1079	88.45			
干害防備保安林	総　　数		7.11	別記１参照		
	木城町	228、243	7.11			
保健保安林	総　　数		258.06	別記１参照		
	高鍋町	281	35.21			
	新富町	281	37.67			
	都農町	1021 、1027 、1029 、1035～1040	185.18			
砂防指定地	総　　数		37.86	別記２参照		
	西都市	6、7、10、20、40、67	37.72			
	都農町	1008	0.14			
宮崎県自然環境保全地域の特別区	総　　数		64.10	別記２参照		
	西米良村	134	64.10			
鳥獣保護区 特別保護地区	総　　数		405.58	別記２参照		
	西都市	102、106～108、	230.53			
	木城町	201、211、212、216	114.72			
	都農町	1031、1032	60.33			
史跡名勝天然記念物	総　　数		44.02	別記２参照		
	都農町	1021、1027、1036～1040	44.02			

２　その他必要な事項

該当なし

別表１　公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における施業方法

１　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			26,444.98	
市町村別内訳	西　都　市	1～7、10～29、31～46、48～50、53～70、72～80、95～133、270、272、274、275	11,372.58	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。
	高　鍋　町	281	47.48	
	新　富　町	281	39.65	
	西米良村	134、135	284.27	
	木　城　町	201～271、273、274、276、279、282～284、287～291	8,201.84	
	川　南　町	1042～1044、1046～1059、1079	1,521.73	
	都　農　町	1005～1008、1010～1013、1015～1048、1079	4,977.43	

２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			8,187.49	
市町村別内訳	西　都　市	1～7、10～20、22～29、31～36、38～46、48～50、53～70、72～80、95～100、102～127、132、133、272、274、275	3,642.39	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	高　鍋　町	281	47.48	
	新　富　町	281	39.65	
	西米良村	134、135	194.73	

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
市町村別内訳	木　城　町	201～212、215～217、219、221～236、238～240、242～255、257～260、262、266～271、273、276、279、282～284、287	2,378.79	
	川　南　町	1042～1044、1046、1047、1051、1053、1055、1056、1079	93.58	
	都　農　町	1006～1008、1010、1012、1015～1018、1021、1023、1024、1026～1043、1045～1048、1079	1,790.87	

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			144.31	
市町村別内訳	高　鍋　町	281	39.82	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。
	新　富　町	281	0.56	
	川　南　町	1079	14.69	
	都　農　町	1079	89.24	

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

区　分		森林の区域（林班）	面　積	施業方法
総　数			1,010.54	
市町村別内訳	西　都　市	17、19、45、60、102、106～108	316.78	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	高　鍋　町	281	7.66	
	新　富　町	281	39.09	
	西米良村	134	147.30	
	木　城　町	201、209、211、212、216、217、247、287	251.85	
	都　農　町	1021、1027、1029、1031～1033、1035～1040	247.86	

別表２　鳥獣害防止森林区域

単位　面積：ha

区　分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面　積	備考
総　数				20,435.03	
市町村別内訳	西　都　市	ニホンジカ	1～7、10、11、13～17、19、20、26～29、31、32、34～36、38～43、46、48～50、53～58、63～70、72、73、76～79、97～113、115～133、270、274	9,002.36	
	西 米 良 村	ニホンジカ	134、(板谷 2)	155.32	
	木　城　町	ニホンジカ	201～208、222、225、226、228、230～252、260～264、267～271、273、274、282～284、287、289～291	5,028.74	
	川　南　町	ニホンジカ	1042～1044、1046～1059	1,507.04	
	都　農　町	ニホンジカ	1005～1008、1011、1012、1015～1048	4,741.57	

注　（　）書きは、公有林野等官行造林地である。

別記１　保安林の森林施業

区　　分		森　林　施　業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	１　水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 ２　土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 ３　落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの	１　主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。 ２　禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの	１　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度を定める。 ２　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は 10 分の４以下、それ以外の箇所は10分の３以下とする。	
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植　栽		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
	方法に係るもの	おおむね、１ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
	期間に係るもの	伐採年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽する。	
	樹種に係るもの	指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記２　自然公園等の森林施業

区　分		施業方法の基準
自然公園	特別保護地区	禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第１種特別地域	・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の 10%以内 ・伐期齢は、標準伐期齢に 10 年を加えたもの以上とする。
	第２種特別地域	・原則択伐 ・伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は２ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後５年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率　用材林　現在蓄積の 30%以内 薪炭林　現在蓄積の 60%以内
	第３種特別地域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
史跡名勝天然記念物		禁伐 詳細は文化財保護法等による。
鳥獣保護区特別保護地区		鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし，その程度の著しいものは禁伐。 その他の森林は伐採種を定めない。
宮崎県自然環境保全地域特別地区		宮崎県条例による。
砂防指定地		宮崎県砂防指定地管理規則による。